ある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあつては、加害者が人違いによつて又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行つたと認められる場合を除く。）は、当該各号に定める額を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態で当該犯罪行為を行つた場合は、この限りでない。

一　夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）又は直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第九条の規定による額の全部（犯罪被害者が十八歳未満であつた第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下同じ。）を監護していたときは、法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額）

二　三親等内の親族（前号に掲げるものを除く。）　法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額（犯罪被害者が十八歳未満であつた第一順位遺族を監護していたときは、法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額）

［号を削る。］

第三条　犯罪行為が行われた時において犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があつた場合において、犯罪被害者等給付金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときは、法第九条の規定による額の全部を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態で当該犯罪行為を行つた場合は、この限りでない。

第四条　犯罪被害について、犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、法第九条の規定による額の全部を支給しないものとする。

［一～三　略］

第五条　犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、法第九条の規定による額の全部を支給しないものとする。

［一～三　略］

第七条　犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接な関係があつたとき（三親等内の親族に該当する親族関係があつた場合を除く。）は、法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額を支給しないものとする。

第八条　第四条から前条までに定める事由がある場合において、これらの規定により犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、これらの規定にかかわらず、支給しないものとする額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第四条又は第五条に定める事由がある場合　法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額

二　第六条第一号に定める事由がある場合　法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額

三　第六条第二号又は前条に定める事由がある場合　零

2　前項第一号の規定に該当する場合（第五条第二号に定める事由がある場合に限る。）において、当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合であつて、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないときは、同項第一号の規定にかかわらず、支給しないものとする額は、零とする。

加害者とが同居していた場合に限る。）は、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

一　夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

二　直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

三　兄弟姉妹

第三条　前条に規定するもののほか、犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に三親等内の親族に該当する親族関係があつたときは、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないものとする。

第四条　犯罪被害について、犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

［一～三　同上］

第五条　犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

［一～三　同上］

第七条　犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接な関係があつたときは、法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額を支給しないものとする。犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に第二条各号に掲げる親族関係又は第三条に規定する親族関係以外の親族関係があつたときも、同様とする。

第八条　第二条から第七条までに定める事由のうち、二以上の事由に該当するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

一　第二条、第四条又は第五条に定める事由が含まれる場合　法第九条の規定による額

二　前号に掲げる場合以外の場合のうち、第三条又は第六条第一号に定める事由が含まれる場合　法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額